## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

山形市(以下「甲」という。)と社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会特別養護老人ホームながまち荘(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。(趣旨)

第1条 この協定は、山形市地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 山形市長町 751 番地

- 名 称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会 特別養護老人ホームながまち荘 (協力の要請)
- 第3条 甲は市避難所又は地区避難所(以下「避難所」という。)が開設された場合で、避難所での生活が困難な災害時要援護者(以下「要援護者」という。)があると認めるときは、 乙に前条に掲げる施設(以下「乙の施設」という。)における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所での受入を要請するものとする。

(受入等)

- 第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者の受入の可否を速やか に判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の 要請を受け入れるよう努めるものとする。
- 2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介助者 (以下「家族等」という。)が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福 祉避難所への要援護者の移送を行うように努めるものとし、乙は甲から当該移送について 協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- 3 甲は、家族等を要援護者とともに甲が当該要援護者を避難させる福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。
- 4 乙は前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所で の生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報 告しなければならない。
- 5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

(受入期間等)

- 第5条 乙が要援護者を受け入れる期間(以下「受入期間」という。)は、受入れの日から起算して7日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を7日 の範囲内で延長することができるものとし、さらに甲がその期間の延長を必要と認める場 合も同様とする。
- 3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

- 第6条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品(以下「物資」という。)を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるとする。
- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当り物資が不足する場合は、可能な 範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(備蓄)

- 第7条 乙は、物資の提供等を行うために、平時より物資の備蓄に努めるものとする。 (費用の負担)
- 第8条 甲は災害救助法 (昭和22年法律第108号) その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。
- 2 前項の費用の算定方法は、家族等は避難所に避難したものとして算定するものとする。
- 3 甲は、乙から第1項の費用の支払いについて請求があったときは遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定 の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

- 第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
- (1)受入れた要援護者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3)乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 25 年 8 月 24 日までとする。 ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定 の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とす る。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙の連携を図るものとする。

(円滑な運用)

第 13 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1 通を保有する。

平成 24 年 8 月 24 日